

## 第4章 公共施設の適正配置に関する考え方

総合管理計画の基本方針では、「市民サービス＝施設」の考え方から脱却し、市民サービス提供のための機能を維持しながら、最適化に向けた適正な配置と総量の抑制に必要な方策を検討し、取り組むこととしています。併せて、基本方針に連なる実施方針では、市民サービスの整理を行い、提供するサービスの利用者が概ね市内全域に及ぶ全市対応（広域対応）の市民サービスと、利用者が主に当該地域に限られる地域対応のサービスに区分したうえで、地域対応の市民サービスについて、その提供に適切な地域区分の検討、整理を行うこととしています。

公共施設の適正配置に関する考え方としては、基本計画における地域区分や福祉3計画における福祉圏域の考え方などを踏まえた、サービスを提供するうえで適切な地域区分の検討、整理と併せて、各地域における崖線・河川などの地理的状況や施設へのアクセスなど、地域の様々な実情も踏まえた多角的な検討を行うことを基本としています。

また、全市対応の市民サービスのうち、提供する市民サービスの利用者が市域を越え、近隣自治体を含む広範囲に及ぶ広域対応の市民サービスにおける今後の方向性を検討するに当たっては、近隣自治体などと共同での施設整備や運営、相互利用の方策などについても検討を行うこととしています。

### 【検討の視点】

#### ① 全市対応施設（うち広域対応施設）、地域対応施設

全市対応施設 (広域対応施設)	地域対応施設
<ul style="list-style-type: none"> <li>当該施設で提供するサービスの利用者が概ね全市域に及ぶ施設のこと</li> <li>そのうち、サービスの利用者が市域を越え、近隣自治体を含む広範囲に及ぶ施設を広域対応施設に区分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該施設で提供するサービスの利用者が、概ね当該地域に限られる施設のこと</li> <li>地域対応施設は、小中学校施設とそれ以外の施設に区分</li> </ul>
<p><b>【主な施設】</b> <u>※うち広域対応施設には下線</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市役所庁舎 ・ 神代出張所</li> <li>クリーンセンター ・ 教育会館</li> <li>子ども発達センター</li> <li>子ども家庭支援センターすこやか</li> <li><u>ちょうふの里</u> ・ 総合福祉センター</li> <li><u>知的障害者援護施設</u> ・ 市営住宅</li> <li><u>文化会館たづくり</u> ・ グリーンホール</li> <li>郷土博物館 ・ <u>中央図書館</u></li> <li><u>総合体育館</u> ・ <u>屋外運動施設</u> など</li> </ul>	<p><b>【主な施設】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保育園 ・ 児童館・学童クラブ</li> <li>老人憩の家 ・ ふれあい給食室</li> <li>地域福祉センター ・ ふれあいの家</li> <li>小中学校 ・ 公民館 ・ 図書館分館</li> <li>ユーフォープレイルーム</li> <li>消防団機械器具置場、防災備蓄倉庫</li> <li>自転車等駐車場</li> </ul> <p>など</p>

※施設分類ごとの全市対応施設、地域対応施設等の区分は【28頁の施設分類一覧】を参照  
また、全市対応施設、地域対応施設のいずれにも該当しない施設をその他施設に分類

## ② 施設機能の集約・複合化などによる公共施設の適正配置

今後の（仮称）公共施設マネジメント計画の策定過程において、公共施設の老朽化対応や地域のまちづくりとの連動などに伴い、公共施設（主に全市対応施設や小中学校施設）の増改築などを検討する際には、公共施設の適正配置に関する考え方を踏まえ、長期的な視点による周辺地域の施設機能の集約・複合化などの具体的な方策を検討し推進していくことで、個別施設の適正配置に向けて取り組むこととしています。

施設機能の集約・複合化のための具体的な方策については、市民ニーズを踏まえ、現行の市民サービス水準を維持していくことを基本として、改修・更新費や管理運営費の縮減、負担の平準化、民間活力の活用などの視点から検討を行うこととしています。

### 【参考】地域区分の考え方

#### 【基本計画における地域区分の考え方】

現行基本計画では、施策の推進やサービス提供における地域区分については、これまで東西南北の4の広域的地域、10の基礎的地域、20の生活地区に整理するなど、それぞれの施策分野でテーマや対象に応じた地域区分により、地域の実情に即したまちづくりを進めています。次期基本計画においても、各地域の特性を生かした地域主体のまちづくりの実践と各施策における連携を推進する中で、新たな圏域の下での福祉施策の取組状況等を共有しながら、引き続き、地域区分の在り方について必要な検討・整理を行うこととしています。

**広域的地域** 生活地区及び基礎的地域を包括し、調布市全域に及ぶ広域の生活圏域4地域のこと

**基礎的地域** 主として大人の徒歩による生活行動の領域に相当し、買物・通学・レクリエーションその他平均的な日常生活がその中で充足され、生活地区相互間の連帶を可能にする2～3の生活地区を包括する基礎的な生活圏域10地域のこと

**生活地区** 主として小学校児童の生活領域に相当し、学校を核に様々なコミュニティ活動が展開され、近隣社会としてのまとまりを保持することが可能な生活圏域20地域のこと

#### 【福祉圏域の考え方】

平成30年3月策定の地域福祉計画、高齢者総合計画及び障害者総合計画の福祉3計画では、福祉圏域を福祉共通の圏域として8つに整理・区分しています。福祉圏域は福祉、教育、地域コミュニティ等の共通基盤である小学校区を基礎に、複数の小学校区で構成しています。